

吉野ヶ里町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

決定：平成 29 年 3 月 3 日

改定：令和 2 年 10 月 2 日

吉野ヶ里町農業委員会

吉野ヶ里町農業委員会「農業委員会等に関する法律」第 7 条第 1 項に基づき、吉野ヶ里町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合せて令和 5 年度を目標とするが、この指針は年度ごとに見直しできるとし、3 年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という)の改選期には、目標設定の考え方や取り組み方法について、検証・見直しを行う。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 遊休農地率 1%以下の維持

【目標設定の考え方】

・管内の耕地面積 880ha(H2015 農業センサス)に対して、遊休農地 0.1ha であり、毎年度、遊休農地率 1%以下を維持することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

・農業委員と推進委員による農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)を連携して実施することで、遊休農地を早期発見する。

・農地法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)を実施することで、土地所有者の意向を把握して、関係機関と連携して遊休農地を解消できるように支援していく。

②農地利用状況調査と利用意向調査の結果は、「全国農地ナビ」に反映することで、農地台帳の公表を行う。

③農地中間管理機構との連携について

・利用意向調査の実施による農家の意向を踏まえて農地中間管理機構への情

報提供を行う。

2, 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

農地集積率 90%

【目標設定の考え方】

- ・担い手への農地集積率の目標値を 90%とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農業委員会は、利用権の設定期間が満了し、継続されてない農地についてリスト化を行い、農業委員と推進委員による土地所有者に対する農地の利用調整の結果として利用権の再設定や新規設定に導く。

その利用権新規設定が、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地についても農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行うことで、担い手への農地利用集積につなげる。

3, 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

2 経営体

【目標設定の考え方】

- ・令和5年度までの目標値を 2 経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

新規参入の関係機関との連携として、農業委員会は県、農業委員会ネットワーク機構農地中間管理機構及び町と連携し、主に農地に関する情報を提供する役割を担うとともに、農地の斡旋等を行うことで、農地所有者との架け橋となるように、新規参入の支援を行う。